

新型コロナウイルス感染症への 対策と対応の再確認 (Ver. 3)

令和2年11月現在、全国における新型コロナウイルス感染症の新たな感染者数は増加の一途を辿り、県内においても、地域の感染拡大の影響によって、高齢者の入所施設でクラスターが発生する事態となっています。

飛騨地域においては、地域的な感染拡大はありませんが、冬季になり、今後の感染拡大が懸念されることから、引き続きの予防・対策の強化が求められます。

高齢者、障がい児者の支援を行っていただく事業所等の皆様には、感染発生時にも、支援が必要な方々の保護の観点から事業の継続が求められており、適切な感染症対策を実施しながらサービスの提供体制を維持していただいているところです。

今般、国による相談・受診の窓口の変更などに対応し、5月20日に改訂版を送付しました本書の改訂を行いました。今一度内容をご確認いただき、今後の感染予防対策及び万が一の発生時の対応にお役立てください。

1. 予防対策等の徹底

- ・岐阜県が策定した、「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト（別添）」を活用し、徹底した感染予防・拡大防止を実施して下さい。
- ・本チェックリストの実施者は、**高齢者、障がい児者**を対象とする次の事業を行う社会福祉施設等の運営法人とします。これ以外の市町村指定施設等においても、同様の取り組みに努めてください。

通所系 : 通所介護、通所リハビリテーション、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

短期入所 : 短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期入所

入所系 : 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、老人福祉センター、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、障害者支援施設、障害児入所施設

居住系 : 共同生活援助、特定施設入居者生活介護

訪問系 : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

その他 : 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

※介護保険サービスは介護予防サービスを含む。

2. 職員・利用者に発熱等（発熱、咳、だるさなど）の症状が認められた場合

(1) かかりつけ医に相談

- ・発熱等の症状がある場合は、まず、電話で「かかりつけ医等の身近な医療機関」にご相談ください。
- ・かかりつけ医を持たない場合や、相談先に迷う場合等は、保健所に設置されている「受診・相談センター」（5ページに記載）、または「電話相談体制整備医療機関」（5ページに記載）に相談してください。

(2) 医療機関を受診

- ・かかりつけ医等への相談結果に従い受診してください。
- ・インフルエンザと新型コロナウイルスの診察・検査ができる医療機関（診察・検査医療機関等）への受診となった場合は、診察の結果、医師の判断により、両方または片方の検査を行います。

※利用者・入所者の移動の際は、運転者への感染予防のため、窓を開けて走行するなどの対策をとってください。また、降車後の消毒を実施してください。

※発熱等のある職員、利用者等は必ずマスクを着用してください。

3. 職員・利用者で感染が疑われる者が発生した場合

(1) 感染が疑われる者について、指定権者等（飛騨県事務所福祉課）に電話で報告してください。また、利用者等の家族にも報告してください。

※指定権者等の連絡先は5～6ページ参照

●感染が疑われる者

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く者（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある者）、医師が総合的に判断した結果新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者

岐阜県が指定権者となる事業所等については、報告対象を「PCR検査を実施した者」として運用しています。

すでに陽性となった方の濃厚接触者や接触者となりPCR検査を実施された場合には、まず電話によりご連絡ください。また、検査結果が判明した際には、速やかに結果をご報告ください。

(2) 施設内の消毒（まずは徹底した消毒作業が必要）

- ・マスク及び使い捨て手袋を着用し、速やかに消毒を行ってください。

※消毒方法はチェックリスト8～9ページ（通所系・短期入所）15ページ（入所系・居住系）を参照

4. 職員・利用者等に陽性反応が確認された場合

(1) 本人への連絡と医療機関への移動

- ・陽性が確定した場合、基本的に検査を実施した医療機関の担当医から本人に連絡が入ります。
- ・その後、保健所から連絡が入りますので、保健所の指示に従い医療機関へ移動（入院）します。医療機関への移動にあたっては、保健所の指示に従ってください。

(2) 保健所への協力及び感染拡大防止の措置

- ・陽性者が接触した職員・利用者等を特定する調査を行うため、速やかに「接触者状況一覧」（別紙様式）を作成し、保健所へ提出してください。
- ・保健所の調査の結果、濃厚接触者、接触者と判断された場合は、感染の有無を判断するPCR検査の対象となります。
- ・PCR検査を実施された場合は、PCR検査結果が判明するまで出勤・利用しないよう、自宅待機とし、保健所の指示に従ってください。
- ・濃厚接触者には、保健所が14日間健康状態を確認します。
- ・接触者（職員・利用者等）には事業所等が14日間の健康観察（体温やその他症状の有無の確認など）を行い、発熱等の症状があった場合には保健所に報告してください。
- ・濃厚接触者となった利用者については、利用者・ご家族から担当ケアマネ・相談支援専門員へ連絡をしていただくよう伝え、利用者・ご家族による連絡が困難な場合等は、了解を得た上で事業所から報告してください。（検査の結果、陰性の場合であっても、14日の自宅待機の対象となるため、報告が必要です）
- ・保健所から感染拡大防止のための指示があった場合には、指示内容に従い、必要な措置を行ってください。

●「濃厚接触者」とは

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護、介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※接触した場所などの環境によっても判断が異なる場合がありますので、自己判断せず、保健所の判断に従ってください。

(3) 陽性となった利用者等の主治医及び担当ケアマネへの報告

- ・利用者・ご家族から主治医及び担当ケアマネ・相談支援専門員への連絡をしていただくよう伝え、利用者・ご家族による連絡が困難な場合等は、了解を得た上で事業所から報告してください。

(4) 施設内の消毒（徹底した消毒作業が必要）

- ・マスク及び使い捨て手袋を着用し、速やかに消毒を行ってください。
※消毒方法はチェックリスト8～9ページ（通所系・短期入所）15ページ（入所系・居住系）を参照
- ・保健所の指示がある場合は、その指示に従ってください。

(5) 指定権者等（飛騨県事務所福祉課）へ感染者発生への報告 ※指定権者等の連絡先は6ページ参照

- ・速やかに電話で一報を入れてください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者については1名から報告が必要です。
- ・同様の症状がみられる職員・利用者等がいらないかを調査し、感染症の報告書を保健所および指定権者等に提出してください（岐阜県社会福祉施設内における食中毒・感染症等初動マニュアル様式1～3）。

(6) 職員・利用者等への説明

- ・感染拡大防止の観点から、感染者の同意を得た上で、職員・利用者等へ十分な説明を行ってください。
- ・県や指定権者から休業要請があった場合は、その旨を適切に説明してください。
- ・通所・短期入所の事業所は、休業要請または保健所等の指導による休業の判断をふまえ、今後の利用について、利用者・ご家族と相談し、実施の継続や自粛、他事業所の利用への調整等をケアマネ・相談支援専門員に依頼してください。
- ・また、職員・利用者等以外に濃厚接触が考えられる方については、事業所の判断により適切に状況を伝えるなどの対応が必要となります。濃厚接触者、接触者の特定の調査の際に報告いただく対象者となりますので、当事者へお伝えいただくとともに、保健所へその旨を報告してください。
- ・感染者は被害者です。感染者が、不当な扱いをされることのないよう、十分に配慮してください。

5. サービス提供の維持等

(1) 感染者が発生した場合のサービス提供の維持等

- ・事業所等は、職員・利用者感染者が発生した場合、保健所の指示に従うとともに、事業所内の感染の状況、職員の体制等をふまえて、今後のサービス提供が維持できるかを検討し、必要に応じて指定権者等に相談してください。
- ・事業所等でこれまでどおりのサービス提供が困難な場合、利用者が必要なサービスを

継続して受けられるよう、利用者の体調や家庭における介護等の環境を確認した上で、利用者ごとの状況をふまえた対応が必要となります。

- ・利用者ごとに必要なサービスが受けられるよう、事業所による一部サービスの継続、他事業所の利用へのプラン変更、通所の場合は訪問への振り替えなどについて、検討・調整をしてください。
- ・事業所等の対応方針をケアマネ・相談支援専門員に伝えた上で、検討・調整を行ってください。また、必要に応じて市町村、地域包括支援センターに相談してください。
- ・事案発生時は様々な対応が求められるため、あらかじめ発生時の役割分担や連絡先の整理しておくなど、危機管理体制の準備が重要です。

(2) 休業要請への対応

- ・地域における感染拡大や、職員・利用者等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合、感染拡大防止の観点から、県から休業要請を行う場合があります。
- ・休業要請があった場合には、(1)と同様に、サービス提供を維持するための早急な対応が必要となります。

6. 相談窓口及び連絡先

<相談窓口>

設置場所	相談時間
【受診・相談センター】 岐阜保健所 058-380-3004 西濃保健所 0584-73-1111 (内線 273) 関保健所 0575-33-4011 (内線 360) 可茂保健所 0574-25-3111 (内線 358) 東濃保健所 0572-23-1111 (内線 361) 恵那保健所 0573-26-1111 (内線 258) <u>飛騨保健所 0577-33-1111 (内線 309)</u> 岐阜市保健所 058-252-7191	【平日】 9 時 00 分から 17 時 00 分
【休日夜間窓口】 058-272-8860	【平日】 17 時 00 分から翌 9 時 00 分 【土日祝日】 24 時間

<電話相談体制整備医療機関>

所管区域：高山市・飛騨市・下呂市・大野郡

高山赤十字病院	0577-32-1111	【平日】 21 時 00 分から翌日 9 時 00 分 【土日祝日】 24 時間
下呂温泉病院	0576-23-2222	【平日】 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分 【土日祝日】 24 時間

<指定権者等連絡先> 一報は、飛騨県事務所福祉課へご連絡ください！

飛騨県事務所福祉課：0577-33-1111（代表） 内線274
090-9024-8151（休日・夜間連絡用）

岐阜県の対応として必要な場合には、県庁所管課から施設等への電話確認を行う場合があります。

老人福祉法・介護保険法に基づく施設等

岐阜県高齢福祉課：058-272-1111（代表） 内線2602
058-272-8298（直通）

障害者総合支援法に基づく施設等

岐阜県障害福祉課：058-272-1111（代表） 内線2616
058-272-8302（直通）

7. その他留意事項

次の点に留意いただき、事業所の皆様には、適切な対応をお願いします。

●留意事項

- 1 万が一に備え、職員・利用者に「発熱等の症状がある場合」「感染が疑われる者が発生した場合（PCR検査の実施や濃厚接触者に特定された場合）」、「感染者が発生した場合」を想定し、それぞれの状況でどのような対応をするか、配置医師及び協力医療機関の医師と、あらかじめ相談し、速やかな対応ができるよう努めてください。
- 2 通所系事業者の皆様は、万が一の発生時の休業の可能性などを、あらかじめ利用者にお知らせし、その場合の対応を相談しておくよう努めてください。
- 3 病院からの退院者の受け入れについて、新型コロナウイルスの所見がなく、医師の退院許可によって退院される者について、「病院に入院していた」ことをもって「施設等の入所や利用を拒否」することは、「サービス提供を行わない適正な理由」には当たらないと考えられます。健康状態を退院調整時に確認の上、適切な受け入れ（利用開始）をしてください。
- 4 入所・居住系の利用者のご家族や後見人に対し、利用者が感染により入院となった場合には、医療機関への情報提供を行うこと、治療にかかる意思決定が必要になることを、事前に説明しておくようにしてください。

8. 参考

公益財団法人日本看護協会及び一般社団法人日本介護支援専門員協会のホームページに、介護サービスに従事する方を対象にした感染対策相談窓口が設置されていますので、必要に応じご利用ください。

(URL)

【看護職員対象】 公益社団法人日本看護協会

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/covid_desk/index.html

【介護職員等対象】 一般社団法人日本介護支援専門員協会

<https://www.jcma.or.jp/>

この資料は、令和2年11月24日現在で作成しております。
記載内容につきましては、今後更新（変更）される場合がありますので、最新の情報に留意
いただきご対応いただきますようお願いいたします。